

よくあるお問い合わせ（申請マニュアル関係）

○申請にあたっては「肥料販売及び請求状況一覧」を、発注書・領収書・請求書等の証憑書類の代替と出来ます。そのため、上記一覧を使用する場合は、発注書・領収書・請求書等の提出は不要となります。（申請マニュアル 2（4）オ）
なお、申請書類の審査にあたっては、発注年月日のほか、農業者に「支払義務が発生している」ことの確認として、領収年月日又は請求年月日を確認しております。「肥料販売及び請求状況一覧」を使用しない場合は、添付する証憑書類にご留意ください。

※「肥料販売及び請求状況一覧」については、ホームページ掲載のファイル「00_0000_0_令和5年度肥料価格高騰対策事業取組計画書の(変更)承認申請書」内に様式がございます。

○本事業（肥料価格高騰対策事業）は、申請の証憑書類として納品書の提出は求めておりません。

※令和5年6月12日〆切でご依頼しております、道事業（化学肥料購入支援金給付事業）の確認書類と混同しないようご注意ください。

○取組実施者には、申請時に必要なコードナンバーを付番しています。コード表に団体名がない場合は、肥料価格高騰対策事業事務処理センターにメールによりご報告ください。（申請マニュアル 4（1）オ）

※コード表については、ホームページ掲載のファイル「肥料価格高騰対策事業取組実施者コード表」をご参照ください。